

平成 28 年 10 月 17 日

沖縄県がん診療連携協議会 御中

北部地区医師会病院
院長 諸喜田 林

地域がん診療病院の新規指定申請に伴うグループ指定の組み合わせについて

地域がん診療病院については、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成 26 年 1 月 10 日付健発 0110 第 7 号厚生労働省健康局長通知の別添）の I の 2 において、基本的に隣接する 2 次医療圏のがん診療連携拠点病院（以下、拠点病院）との連携を前提にグループとして指定（以下「グループ指定」という。）することにより、拠点病院の無い 2 次医療圏（北部医療圏）に 1 カ所整備すると規定されています。

また、地域がん診療病院と拠点病院のグループ指定については、都道府県又は都道府県がん診療連携協議会がその地域性に応じて検討を行い、連携する拠点病院とグループ内での役割分担を明確にした上で、拠点病院と地域がん診療病院のグループ指定の組合せを決定することとしています。

当院としては、今回の地域がん診療病院の新規指定申請に伴うグループ指定の組み合わせについて、琉球大学医学部附属病院にお願いしたく、沖縄県がん診療連携協議会に申請します。

記

1 新規指定申請施設

北部地区医師会病院（北部医療圏）（現 沖縄県がん診療連携支援病院）

2 グループ指定を受ける拠点病院

琉球大学医学部附属病院（沖縄県がん診療連携拠点病院）

3 連携内容

北部地区医師会病院では対応できないがん（婦人科領域のがん、皮膚がん、前立腺がん、血液のがん、その他の希少がんなど）は、琉球大学医学部附属病院と連携して対応している。

北部地区医師会病院では対応できない放射線治療、それに関連したフォローなどを琉球大学医学部附属病院と連携、分担し対応している。

人事交流については、受入・派遣を行っている。

地域がん診療病院の新規指定申請に伴うグループ指定の組み合わせについての経緯

平成 26 年 8 月 1 日

平成 26 年度第 2 回沖縄県がん診療連携協議会（以下、協議会）にて下記の組み合わせでがん診療病院のグループ指定が承認される（お互いの病院の立場を尊重して、協力を行っていくこととなった）。

A 北部地区医師会病院と那覇市立病院

B 県立宮古病院と県立中部病院

C 県立八重山病院と県立中部病院

※基本的には隣り合う二次医療圏での組み合わせということであったが、県立病院同士の方が連携しやすいこともあり、事前に各病院長相談の結果、上記の組み合わせとなった（地域がん診療連携拠点病院との組み合わせしかできないという認識であった）。

平成 26 年、平成 27 年とがん診療病院への申請書を作成する中、実際の連携実績を作ることが難しいという現状がみえてきた（特に人事交流やカンファレンスの実績がなく、手術や放射線療法の紹介もほとんどない状況であった）。

平成 28 年 4 月 改めて院内のがん診療体制の見直しを図っていく中、人事交流実績があり、手術や放射線療法の紹介実績もある琉大病院とのグループ指定ができないか確認したほうがいいのではないかという意見もあり、院長確認のもと、県の呼びかけによる「がん診療連携拠点病院補助金担当者会議」の際に事務長より確認することとなった。

平成 28 年 6 月 補助金担当者会議では、グループ指定に関与していないので、医師会病院から再度協議会にグループ指定の変更について打診してみてもどうかとの意見があった。その後の情報収集により、他県でも都道府県がん診療連携拠点病院とのグループ指定の例もあることが分かった。7 月の幹事会では、相談のみとした。

平成 28 年 9 月 申請書類の準備を進める中でやはり那覇市立病院との実績がないため、琉大病院とのグループ指定をお願いしたい旨、当院院長より藤田琉大病院長へ相談を行い、承認を得て、県へ申請書類を提出した。

平成 28 年 10 月 県よりグループ指定に関しては協議会の承認事項であるため、幹事会および協議会の議題として提出し、承認予定であることの確認がないと国へ推薦できないとの返答あり。17 日の幹事会の審議事項となり、承認された。次回協議会（11 月）の審議事項となり、協議する予定となった。